一条 この規程は、(趣旨) 京都大学経済学部(以下「経済学部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 経済(

2

3 (教授会) (教授会) であるでは、経済学部の校務をつかさどる。 学部長は、経済学部の校務をつかさどる。 学部長の任期は、二年とする。ただし、任期一年に限り再任することができる。学部長は、経済学研究科の教授をもって充てる。

4

5

第五条 前条に定める学科に学科長を置き、経済学研究科の教授を生第五条 前条に定める学科に学科長を置き、経済学研究科の教授を出経済学科 理論・情報、経済史・思想史、財政・金融、産業・労働第四条 経済学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。(学科及び学科目) 経済学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。第三条 経済学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。第三条 経済学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

産業・労働、 国際経済

内部組織) 学科長は、当該学科の業務をつかさどる。 学科長の任期は、一年とし、再任を妨げない。 学科長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

2

3

第六条内部 : 則 この規程に定めるもののほか、 経済学部の内部組 織 については、 学部長が定める。

2 1 経済学部長の任期の改正について(平成元年十月三十一日評議会可決・この規程は、平成十六年四月一日から施行する。 総長裁定) Ιţ 廃止する。